

答 申 書

(答申第24号)

平成30年9月28日

福井県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した個人情報の開示請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が一部開示決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成29年3月24日付けで、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、次の内容の個人情報開示請求を行った。

- ・私に関する措置入院に関する文書一式（審査請求を含む）
- ・医療保護入院者の定期病状報告ファイルの私の情報

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年4月28日付け障第636号による個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

	公文書の名称	文書 No.	決定内容	開示しない部分	非開示情報記号	開示しない理由
1	簡易処理票（平成28年5月6日起案）	対象公文書1	一部開示	・「精神保健および精神保健福祉に関する法律第27条に基づく指定医の診察の結果について」のうち診察医師の勤務先および氏名	非開示情報ア	下記理由1および下記理由2
				・「精神保健および精神保健福祉に関する法律第27条に基づく指定医の診察の結果について」のうち病名（潰瘍性大腸炎を除く。）	非開示情報イ	下記理由1
				・「電話対応簿（23条）」のうち発信者の氏名、受信者の氏名および保健所担当者名		下記理由1および下記理由2
				・「精神障害者事実調査書」のうち調査員の職名、氏名、印影、申請（通報届出）者の氏名、症状の概要のうち5行目から12行目までおよび調査結果における総合意見のうち1行目の31文字目から2行目の6文字目まで	非開示情報ウ	下記理由1および下記理由2
				・「精神障害者事実調査書」のうち患者の既往歴（発病、入退院状況）のうち1行目の2文字目から7文字目まで	非開示情報エ	下記理由1
				・「措置入院に関する診断書」のうち被診察者欄の氏名の訂正印影、病名の訂正印影、精神保健指定医の氏名および診察に立ち会った職員の氏名	非開示情報オ	下記理由1および下記理由2
				・「措置入院に関する診断書」のうち病名（潰瘍性大腸炎を除く。）、生活歴および現病歴、重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像および診察時の特記事項	非開示情報カ	下記理由1
				・「（様式1）措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録表」のうち事前調査票の職員氏名欄の職名および氏名ならびに移送記録票の同行者の氏名および記録者の氏名		下記理由1および下記理由2

				・「移送補助業務利用報告書」のうち車両タクシー会社名		下記理由 1
2	簡易処理票（平成28年5月6日起案）	対象公文書2	一部開示	・「措置入院者転院申請書」のうち病院管理者の印影	非開示情報キ	下記理由 4
				・「措置入院者転院申請書」のうち病名 1	非開示情報ク	下記理由 1
				・「精神障害者(措置入院者)の転院について」の別記のうち病名	非開示情報ケ	下記理由 1
				・「(様式1) 措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録表」のうち同行者の氏名および記録者の氏名		下記理由 1 および 下記理由 2
				・「移送補助業務利用報告書」のうち車両タクシー会社名		下記理由 1
3	簡易処理票（平成28年5月6日起案）		一部開示	・「措置入院者からの退院等の請求の書類について」のうち総合福祉相談所の担当者氏名 ・「退院等の請求による審査(意見聴取)について」のうち意見聴取を行う者(予定)の氏名および連絡先の総合福祉相談所の担当者氏名		下記理由 1 および 下記理由 2
4	供覧処理票（平成28年5月16日供覧開始）		一部開示	・「措置入院者からの退院請求の審査終了について」のうち総合福祉相談所の担当者氏名		下記理由 1 および 下記理由 2
5	簡易処理票（平成28年5月11日起案）	対象公文書3	一部開示	・「措置入院者の症状消退届出書」のうち病院管理者の印影	非開示情報コ	下記理由 4
				・「措置入院者の症状消退届出書」のうち病名（潰瘍性大腸炎を除く。）および入院以降の病状、又は状態像の経過	非開示情報サ	下記理由 1
				・「措置入院者の症状消退届出書」のうち精神症状の消退を認めた精神保健指定医氏名および主治医氏名	非開示情報シ	下記理由 1 および 下記理由 3
6	簡易処理票（平成28年6月6日起案）		一部開示	・「措置入院者の入院費用徴収額の決定について」のうち入院費用負担者氏名 ・「入院費用負担能力申告書」のうち申告者の住所、氏名および申告者の印影		下記理由 1 および 下記理由 3
7	簡易処理票（平成28年4月26日起案）		開示			
8	簡易処理票（平成28年6月17日起案）		開示			
9	電話記録簿（平成28年6月23日受信）		開示			
10	審査請求書の補正について（平成28年6月27日起案）		開示			
11	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置に係る審査請求の裁決について（平成28年8月5日起案）		開示			

12	未配達の手紙筒 (配達日 8 / 16)		一部 開示	・未配達の手紙筒の配達担当者の氏名		下記理由 2
13	未配達の手紙筒および再通知 (配達日 8 / 30)		一部 開示	・未配達の手紙筒の配達担当者の氏名		下記理由 2
14	未配達の手紙筒および再通知 (配達日 9 / 13)		一部 開示	・未配達の手紙筒の配達担当者の氏名		下記理由 2
15	簡易処理票 (平成 28 年 10 月 4 日起案)		開示			
16	供覧処理票 (平成 28 年 10 月 12 日供覧開始)		開示			
17	医療保護入院者の定期病状報告		非開示			開示請求に係る個人情報が記載された公文書が存在しないため

< 開示しない理由 >

理由 1 条例第 15 条第 6 号 (事務執行情報) に該当

県が行う精神保健福祉に係る事務に関する情報であって、開示することにより精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。) に基づく事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

理由 2 条例第 15 条第 2 号 (開示請求者以外の個人情報) に該当

開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため

理由 3 条例第 15 条第 2 号 (開示請求者以外の個人情報) に該当

開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるため

理由 4 条例第 15 条第 3 号 (法人等事業情報) に該当

法人等に関する情報であって、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 7 月 1 日、本件処分のうち、非開示情報アからシまで (審査請求の対象から撤回した非開示情報キおよびコを除く。以下「本件非開示部分」という。) の開示を求めて実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成 29 年 10 月 19 日付け障第 870 号で、条例第 39 条第 1 項の規定により、福井県個人情報保護審査会 (以下「当審査会」という。) に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち、本件非開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 非開示情報イ、エ、カ、ク、ケおよびサについて

審査請求人に関する情報は、本人は当然に把握している為、開示することにより、精神保健福祉法に基づく事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

精神保健指定医（以下「指定医」という。）は、本件のような重大な人権侵害の根拠となる診断をする以上、誰の目に触れても合理的で説得力のある診断をしなければならない職責にあるものであって、審査請求人の目に触れることは当然に覚悟してその任務を果たさなければならない。この情報こそが審査請求人が本件強制措置処分の適法性を検討するために必要な情報であって、これを開示しないことは、個人情報保護法の趣旨を没却するものである。しかも、既に診断業務は終了しているから現在の業務の遂行に支障を来すことはあり得ない。

また、審査請求人は、自己の病識を十分に持っており、審査請求人が診断の結果についての情報を知ったとしても、審査請求人の精神障害に関して行われる今後の診断、医療行為に著しい支障を生ずるおそれがあることは想定できない。また、将来においての審査請求人の病状の見通しは全く明らかでない点からも、今後の業務の遂行に支障を生ずるとは到底言えないことが明らかである。

(2) 非開示情報ア、ウおよびオについて

条例第15条第2号に規定する「開示請求者以外の個人の権利利益」というのは、その個人情報の性質・内容や開示請求者と当該第三者との関係に照らして、客観的に見て、当該第三者において開示請求者に知られたくないと考えるもの（例えばプライバシー）と認められ、かつ、その個人情報が開示請求者に開示されないと期待することに正当な理由があると認められる場合に限られると言うべきである。したがって、実施機関が主張するような本人との間に様々なあつれきや紛争が生じる可能性があるというようなことは同号に規定する「開示請求者以外の個人の権利利益」としては想定されておらず、また、自己が職務上責任を持って診断した結果について、自己の名前を秘匿することは正当な理由としては認められない。

また、実施機関は、総合意見について、関係者から聴取した情報が記載されているため、これを開示すると本人と関係者との間でトラブルが発生し、今後関係者からの必要な協力や情報が得られなくなるなど今後の措置入院制度の運営に支障が生じるおそれがあると主張するが、これは関係者の個人情報を非開示とすることで防止することができる。

(3) 非開示情報シについて

条例第15条第2号および同条第6号に該当しないことは、2(2)で述べた通りである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第15条第6号（事務執行情報）の該当性について

(1) 非開示情報イ、ウ（症状の概要および調査結果における総合意見）、エ、カ、ク、ケおよびサについて

当該部分は、精神保健福祉法第27条、第29条および第29条の2に基づき、指定医が専門的見地から行った診察内容やそれに基づく見解、判断および診察結果を記したものであり、条例第15条第6号ロの「診断」に該当する。

措置入院に関する診断は、精神保健福祉法に基づき、知事の求めに応じて指定医が行う診察であり、本人以外の者からの申請・通報を契機として手続きが進められ、診断により自傷他害行為に及ぶおそれがあると認められた時は、本人の意思にかかわらず強制的に入院させることができる行政処分としての措置入院が行われる。

当該診断結果は、措置入院の要否を判断する上で極めて重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められる。また、その記載内容は本人の認識や意向にとられない客観的かつ具体的な内容が求められ、指定医は本人に開示されないことを前提にその記載を行っている。

そのため、病名等を開示されることが前提となる場合、指定医は本人の認識等を考慮する余り、記載内容を簡略化する等記載が消極化、形骸化するおそれがある。このことは、知事が措置入院の要否を判断する際、適切で十分な情報を得ることを困難にし、措置入院制度の今後の適正な運営に重大な支障を及ぼすおそれがある。

また、一般的に本人は、診断書の内容を平穏に受容しがたく、深刻に思い悩む可能性もあり、当該診断結果を強く疑い、治療意欲を失うなど結果として本人の心身に悪影響を及ぼすおそれもあり、今後の診断や医療行為に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、非開示情報ウのうち症状の概要および調査結果における総合意見には、関係者から聴取した情報が記載されている。これらの情報は、本人が通常知り得る情報ではなく、開示することにより本人と関係者の間にトラブルが発生することが予想され、今後、関係者からの必要な協力や情報が得られなくなるなど、措置入院制度の運営に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 非開示情報ア、ウ（調査員職氏名、印影および申請（通報届出）者氏名）、オおよびシについて

措置入院は本人・家族等の同意がない場合であっても精神科病院に入院させることができる、いわば本人の意に反した入院形態である。

このため、氏名等の個人を識別することができる情報が開示される場合、指定医や調査員と本人との間に様々なあつれきや紛争が生じ、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

特に指定医については、氏名が開示される場合、本人の不満等が向けられることを考慮して、診察業務を行うことを拒否する可能性があるほか、診察を行ったとしても記載の内容を簡略化するなど、診察内容が形骸化するおそれがあり、今後の業務の遂行に支障を及ぼすおそれもある。

2 条例第15条第2号（開示請求者以外の個人情報）の該当性について

(1) 非開示情報ア、ウ（調査員職氏名、印影および申請（通報届出）者氏名）、オおよびシについて

指定医の氏名、印影、当該処分に関わった職員および申請（通報届出）者の氏名は、条例第15条第2号ただし書きハにより非開示情報から除かれている公務員の職務遂行に係る情報に該当する。しかし、措置入院が、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる行政処分であることを考えれば、当該処分において重要な役割を果たす指定医および職員の氏名等の個人を識別することができる情報を開示した場合、指定医および職員と本人との間に様々なあつれきや紛争が生じる可能性があり、同号ただし書きハ括弧書きに規定する当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある。

また、申請（通報届出）者の氏名は警部補以下の階級の警察職員の氏名に係るものである。

(2) 非開示情報ウ（症状の概要および調査結果における総合意見）について

本人以外の第三者から聴取した内容が記載されており、開示することで審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であって、第2号ただし書きイからハマまでに規定する情報のいずれにも該当しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、非開示情報イ、エ、カ、ク、ケおよびサについては条例第15条第6号に掲げる非開示情報に、非開示情報ア、ウ、オおよびシについては同条第6号および同条第2号に掲げる非開示情報にそれぞれ該当することを理由に一部開示決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分のうち、本件非開示部分の開示を求めていることから、以下、当該部分に係る非開示情報の該当性について検討する。

2 非開示情報イ、エ、カ、ク、ケおよびサについて

条例第15条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示情報として規定し、同号ロで「個人の評価、指導、相談、選考、診断等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を例示している。

「診断」とは、個人の疾病、健康状態等について、病院等において専門的見地から行った判断をいう。

精神障害者事実調査書や措置入院に関する診断書等に記載された病歴、既往歴、生活歴等の情報は、本人の認識と異なったり、意に沿わない情報であることも想定され、その記載内容が本人に開示されることとなると、調査員や指定医がトラブルを未然に避け

るために、本人の反応などを考慮して記載内容を簡略化するなど、診断内容や記録の記載内容が形骸化され、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分が条例第15条第6号の非開示情報に該当するとした実施機関の説明は、妥当である。

3 非開示情報ア、ウ、オおよびシについて

精神障害者事実調査書や措置入院に関する診断書等に記載された調査員の氏名、診察医師の氏名等を本人に開示した場合、措置入院に対する不満から、調査員や診察医師に対する不信感や誤解が生じ、診断書等の記載内容の真偽や詳細等を確かめるため、調査員や診察医師の業務に支障を及ぼすような行為が行われるおそれがあり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、精神障害者事実調査書に記載された症状の概要および調査結果による総合意見には、関係者から聴取した内容が記載されているが、関係者の氏名等を非開示としても、その記載内容から当該関係者と本人との関係が推測できることから、開示することにより本人と関係者との間でトラブルが発生するおそれがあり、今後、関係者からの必要な協力や情報が得られなくなるなど、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分が条例第15条第6号に該当するとした実施機関の説明は妥当であり、同条第2号について判断するまでもなく、非開示情報に該当すると認められる。

4 まとめ

以上のことから、一部開示を行った実施機関の決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年10月19日	・ 諮問書の受理
平成29年10月31日	・ 審議（第1回）
平成29年11月30日	・ 審議（第2回）
平成30年 3月19日	・ 審議（第3回）
平成30年 4月23日	・ 審議（第4回）
平成30年 5月28日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第5回）
平成30年 6月18日	・ 審議（第6回）
平成30年 7月30日	・ 審議（第7回）
平成30年 8月29日	・ 審議（第8回）
平成30年 9月26日	・ 審議（第9回）
平成30年 9月28日	・ 答申

福井県個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	